第２回四万十町水道料金適正化検討委員会議事要旨

１　日　時　　平成 31 年 3 月 28 日（木）　13：30～16：00

２　場　所　　四万十町役場東庁舎２階　町民活動支援室

３　出席者　　（委員）
・奥宮敏男　・船村覺　　・太田宗隆　・伊賀紀三郎　・森野幸世
・浜田泰子　・谷本敬太
（欠席なし）
（事務局）
・宮本彰一 環境水道課課長　・武内伸介 環境水道課副課長
・高橋一夫 環境水道課主査

４　会議形式　公開（傍聴者 なし）

５　会次第
（１）　開会
（２）　議事
（ア）　財務シミュレーションと料金改定について
（イ）　次回検討委員会の開催予定について
（ウ）　その他
（３）　閉会

６　会議概要
（１）開会　省略
（２）議事　事項
（ア）財務シミュレーションと料金改定について
〈事務局〉
・「Ｉ財務シミュレーション」について説明した。
〈委員長〉
・一般会計繰入金が無ければずっと赤字。
〈事務局〉
・規模の小さな上水道と簡易水道が統合するので基準外繰入を含めた繰入をし補てんを行って貰うのは、致し方ないのではと考えています。
〈委員長〉
・質問はありませんか。

〈委員〉
・改定率 13%の根拠は、逆算して 13%なのか。
〈事務局〉
・一番、肝心な所は、平成 42 年以降の 12 億円の建設改良費の財源をどうするかと言う所で、平成 41 年度末で 5 億 4000 万円の資金を確保するため、全体で 13%の改定予定としています。また、一般会計繰入金は、いくらでも繰入れることは出来ないので実績見合いと企業債償還元金見合いを考慮しています。
〈委員〉
・平成 41 年以降も一般会計繰入金は続くのか。
〈事務局〉
・平成 41 年以降も続きます。解消するためには、60%近い改定率が必要ではないかと考えます。
〈委員〉
・平成 41 年に、値上げの可能性も出てくるのか。
〈事務局〉
・田野々地区の建設改良費 12 億円を反映さした前提条件でシミュレーションをかけています。
〈委員〉
・12 億円（企業債分）の償還が終わるまで考えての 13%ですか。
〈事務局〉
・そうです。平成 42 年から 10 年間のシミュレーションがありますので次回提示します。
〈委員長〉
・他に質問はありませんか。ちょっと質問ですが平成 32 年の収益的収支のキャッシュ 2 億 3460 万 9 千円は、うえの収益的収支のどの項目ですか。
〈事務局〉
・収益的収支から現金収支の無い減価償却費・長期前受金戻入等を除いて、差引した金額となっています。
〈委員長〉
・長期前受金戻入はどういう内容。
〈事務局〉
・長期前受金戻入について説明した。
〈委員長〉
・「Ⅱ水道料金の概要について」説明してください。
〈事務局〉
・「Ⅱ水道料金の概要について」を説明した。
〈委員長〉
・3、4、5 ページの説明がありましたが、何か質問はありませんか。確認ですけれど、四万十町の場合は、3 ページの赤い点線で囲まれた部分の料金体系となっているの

か。
〈事務局〉
・そうです。
〈委員長〉
・収益的収支も資本的収支も全部まとめて独立採算で運営しなさいと言うことが基本となっているのか。
〈事務局〉
・それが基本です。
〈委員長〉
・基本は、独立採算ですが四万十町はダメですよね。
〈事務局〉
・基本ではありますが、本町のように事業規模の小さな上水道事業に大きな簡易水道事業が統合する場合は、どうしても経営が困難となり一般会計からの基準外繰入を含めた繰入が必要となります。基準外繰入についてのペナルティーがかかるとは考えていません。
〈委員長〉
・他にありませんか。
〈委員〉
・4 ページにある「地方公営企業法第 14 条第 2 項」で「料金が効率的な経営の下における原価に照らし公正妥当なものであること」とあるが、どこまでが適正化ですか。13.%は適正で、健全な経営（基準外繰入なし）であれば、60%近い改定と言われたが、それは妥当ではないのか。
〈事務局〉
・料金改定の算定の仕方は、総括原価方式と資金収支方式がありますが総括原価方式では、固定資産に対する減価償却費等が反映しますので大幅な値上げが算定されますのでそれは難しいと考えています。今回は資金収支の考え方で、現金が回る中で建設改良費の費用と損益勘定の黒字を見込んで資金収支方式で算定しています。
〈委員長〉
・減価償却費分の現金は残っているのか。
〈事務局〉
・減価償却費分については、資本的収支の企業債元金償還に充てられているので財源としては残っていません。
〈委員〉
・だから、次の資本投資が出来ない。
〈事務局〉
・そうなります。料金改定によりその部分のカバーをしたい。
〈委員長〉
・本来なら、更新費用は貯まっていくので、借金しなくても良いのでは。

〈事務局〉
・給水面積が広く一人当たりの管路延長が長いなどで一人当たりの設備投資額が多額になっているのも原因となっています。町としては、出来る限り水道施設でカバーしたいと考えています。
〈事務局〉
・料金改定を行ったうえで、現状の一般会計繰入を行って貰えれば、次の建設改良の財源は確保できる見込みです。
〈委員長〉
・その後の施設更新については。
〈事務局〉
・市町村合併以来、大きな施設は更新していますので、残っているのは施設規模の小さな施設ですので、10 年くらいの間隔で更新できる見込みです。
〈委員長〉
・最近は、集中豪雨とか地震とかが発生しているが水道は災害復旧の対象となるか。
〈事務局〉
・水道施設も対象となります。
〈委員長〉
・3、4、5 ページについて質問はないですか。
〈委員〉
・最大限の合理化と記載されているがその辺はどうでしょうか。
〈事務局〉
・第 1 回資料の 15 ページに経営の合理化について記載しており、企業債は低利の企業業債に借換えしています。また、職員については、市町村合併当時 12 名でしたが現在 6 名となっています。
〈委員長〉
・高い金利は、全部借換えたのか。
〈事務局〉
・借換えました。
〈委員長〉
・維持管理費は、委託しているのか。
〈事務局〉
・委託しています。
〈委員長〉
・他にないようですので、次の説明をお願いします。
〈事務局〉
・「Ⅲ水道料金改定の考え方」を説明した。
〈委員〉
・13%と 20%の改定では、同じくらいの収入になるのか。

〈事務局〉
・一律 13%改定と基本料金を据置いて従量料金を 20%改定した場合とでは、同じになります。
〈委員〉
・安定的な収入を得るには、一律 13%のほうが良いのでは。基本料金据置で 20%にすると使用量に抑制がかかる恐れがある。財源の確保のためには、みんなに了解をいただき、使用料金の少ない方にも負担していただくことが良いのではないか。
〈事務局〉
・基本料金を上げると県下的にも最上位の料金になるので、議会等の理解が得ぬくいと考えています。
〈委員〉
・今後の設備投資のためにも理解を得るべきではないのか。
〈事務局〉
・基本料金は現在、県下で 3 番だがそこを上げるのか従量の部分を上げるのか、どちらが正解と言うことではないと思う。
〈委員〉
・20%で実際、試算どおり行くのか。
〈事務局〉
・現状の使用水量に対してシミュレーションしています。改定した場合の使用量変化は予測できないのでシミュレーションは作っていません。検討委員会の意見として、財政安定の為に基本料の改定と言うことであれば出して貰いたい。
〈事務局〉
・もう一つ、基本料金据置を提示したのは、1～2 ㎥しか使用しない人にとっては大きな値上がり幅となるので据置のパターンを提示しました。
〈委員〉
・8 ㎥と言うのは決定ですか。
〈事務局〉
・決定ではないです。
〈事務局〉
・どちらにするか今回決定するのは難しいようですので次回に再検討はどうですか。
〈委員〉
・今後、20～30 年を考えると基本料金を据置するのはあり得ないのではないか。
〈委員長〉
・8 ㎥以下の人が相当数いるが水道と井戸の併用か。
〈事務局〉
・それもありますが、一人世帯の人の中には 8 ㎥を超えない様に使用している人もいます。

〈委員〉
・1㎥使っていない水道もありますか。
〈事務局〉
・そういう契約もあります。
〈委員〉
・一律13%改定と基本料金据置20%改定の説明ですが、そこで、その他の料金体系はないですか。
〈事務局〉
・料金全体で13%の改定を行いたい。それを四万十町の料金体系に当てはめた場合一律に13%上げるか、少額使用者に配慮して基本料金は据置その分を使用料金分でかぶってもらうかの２つのパターンを提示しています。デメリットとしては基本料金を改定した場合は、収入が安定しないことがひとつ、基本料金を改定した場合は、高齢者等で基本料金以内の人に負担が増える。この２つのどちらかを取ると言う所で難しいところとなっています。
〈委員〉
・一律13%ではなくて、5%と18%とかできますか。
〈事務局〉
・できます
〈委員〉
・目的は、収支の安定だから。
〈委員長〉
・シミュレーションを追加しなくてはいけなくなる。
〈委員〉
・住民説明で20%の値上げは、相当みんな驚くんじゃないか。
〈委員〉
・一律13%より20%改定の方が安いですよと説明しても20%と聞くとかなり拒絶感があるのではないか。
〈事務局〉
・参考ですけれども黒潮町が去年4月から120円から156円に30%の改定をしています。
〈委員〉
・住民の反応は聞いていますか。
〈事務局〉
・特に聞いていません。
〈委員〉
・大方の方は、水に困っていると聞いたことがあるから意識が高いかもしれませんね。
〈事務局〉
・今回、全体で13%値上げまではご理解いただけたと思います。今回は2パターンでの提示でしたので、答えはできくいと思いますので3回目の検討委員会で数パ

ターンを提示したいと思います。
〈委員長〉
・話は、ちょとそれますが交付税措置と基準内外の繰入金について説明してほしい。
〈事務局〉
・基準外繰入については、執行部に説明しているので大丈夫だと考えています。交付税措置の対象は簡易水道だけで上水道は対象ではないです。統合後 10 年で簡易水道給水人口に対する交付税措置はなくなります。
〈委員長〉
・大体、ご理解いただきましたか。
〈委員〉
・13%の値上げは、みなさん総意ですか。納得できましたか。
〈委員〉
・説明は受けたが、皆さん分かりましたと言いましたかねえ。
〈事務局〉
・全体で 13%の改定についてどうでしょうか。
〈委員〉
・改定はやむを得ない。
〈委員長〉
・今の試算で行けば、平成 42 年から田野々の建設改良の予定となっているが改定率が下がれば施行時期が延びていくこととなる。
〈事務局〉
・その場合は、企業債の借入れで対応するようにしたい。工事期間は 5 年位を考えている。
〈委員長〉
・田野々簡水の施設の状況はどうなっている。
〈事務局〉
・施設状況について説明した。
〈委員長〉
・今まで説明がありましたが意見はありませんか。
〈委員〉
・使用量を抑える人が出てくるかもしれないので、安定的な収入を確保すべきではないか。
〈委員長〉
・結論を何時までに出さなければいけないか。
〈事務局〉
・第 4 回目 7 月を目途にお願いしたい。
〈委員〉
・基本料金を据置いてその他の方法を考えてほしい。高齢者の方は、現在を生きているので、10～20 年先のことは考えていないので理解してもらうのは難しいので

はないか。値上げについては理解できたが、基本料金については考えてほしい。

〈委員長〉

・一律 13%と従量 20%の値上げの総額はどうなっているのか・

〈事務局〉

・ほとんど一緒になります。

〈委員長〉

・改定の一番の原因は、国庫補助事業がなくなることか。

〈事務局〉

・一番の原因は簡易水道と上水道との統合により費用として減価償却費が増えることと、耐震化を伴う施設更新費用のふたつが主な原因となっています。

〈事務局〉

・水道事業になると補助事業がなくなるので補助事業の見合分は、自己資金を確保しておきたい。

〈委員長〉

・現在の水道の所管は何処になっている。

〈事務局〉

・現在も厚労省ですが、公営企業については総務省です。経営改革については、両省から言われている状況です。

〈事務局〉

・全体で 13%改定は、理解いただけたと思いますので、次回に、基本料金と従量とのシミュレーションを何パターンか提示しますのでその時に結論を出していただきたい。

〈事務局〉

・5 月末までに日程調整しますのでよろしくお願いします。

（3） 閉会

〈委員長〉

・それでは本日は、これで終了します。